

基本目標 2

いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本政策 5. 健康づくりの推進

基本政策 6. 福祉の充実



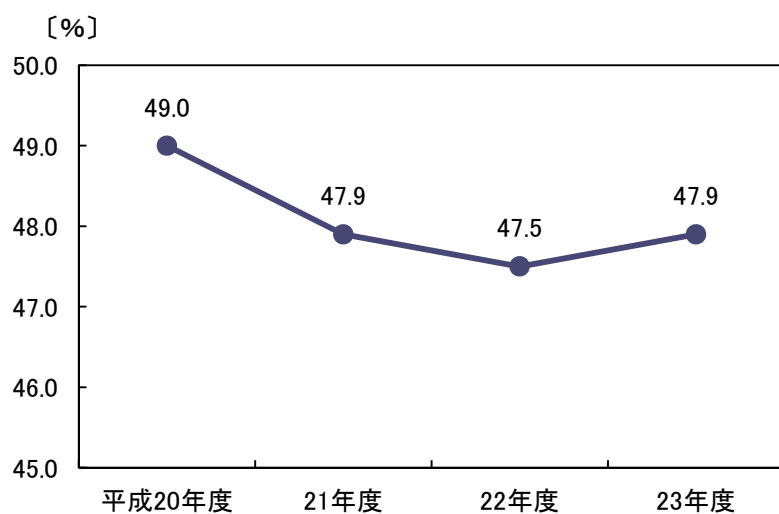
基本政策5. 健康づくりの推進

【1】保健予防

現況と課題

- わが国は、世界一の水準の平均寿命を誇る長寿社会ですが、近年は高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病※が増加し、大きな問題となっています。このような中で、あらゆる世代が健やかに暮らせるように、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取り組みを強化して生活習慣病※などの予防を図り、健康寿命の延伸を進めることが重要です。
- 本市では、健康づくりの推進、生活習慣病※や三大死因の一つであるがんの予防などに向け、各種健康診査の受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に取り組んでいます。
- 健康づくりは、個人や地域が主体的に取り組むことが大切であるため、市民が身近な場所で自ら健康づくりに取り組むことのできる環境をつくり出すとともに、今後は、地域で互いに支え合いながら、一人一人の健康を守る地域づくりをしていく必要があります。

図表：特定健康診査受診率



（出典：法定報告）

施策の目標

健康増進計画「いきいき安中健康 21」に基づいて、市民一人一人が主体的に取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを進め、心身ともに健やかな生活を送ることのできる地域づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
特定健康診査受診率	47.9%	60.0%

施策展開の方向

（１）健康づくりの推進

①地域で支える体制づくり

市民の健康づくりが活発に展開されるよう、安中市健康づくり推進協議会による検討を進めるとともに、安中市食生活改善推進員協議会、安中市母子保健連絡協議会などとの連携により、健康づくりを地域で総合的に支える体制づくりを一層進めていきます。

②生活習慣病※の予防

生活習慣病※の効果的な予防を目指して、保健師、栄養士などにより、食生活の改善と運動習慣など生活習慣の基本的なあり方の意識啓発を図ります。また、関係機関と連携して、心身の健康を増進するための総合的な事業を進めます。

③歯の健康づくり

歯の健康づくりは健康を支える重要な要素であることから、引き続き「8020 運動※」を推進します。併せて、幼児から高齢者まで、関係機関の協力を得て、歯科健康教育、相談指導を充実させていきます。

④精神保健対策

一人一人が知識を深め、自分に合った、こころの健康づくりの実践をしていくために、個人のサポート体制と地域ぐるみの支援体制づくりを図ります。

（２）地域保健対策の推進

市民の健康の保持および増進に向け、保健師をはじめとする技術職員を計画的に確保するとともに、関係機関との連携や庁内体制の整備などによる健康危機管理体制の強化を図ります。

（３）恵みの湯の活用

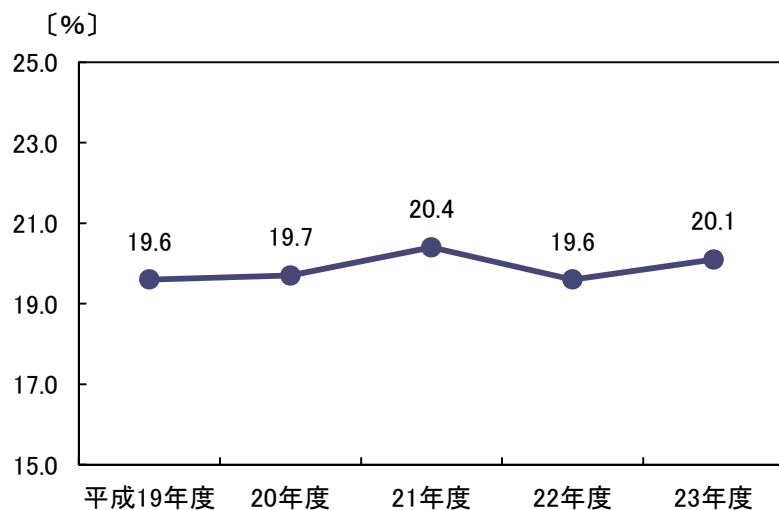
市民の健康増進と地域間交流の促進を図るため、利用者のニーズの多様化にできるだけ対応し、施設および設備の計画的改修を進めていきます。

【2】疾病予防

現況と課題

- 超高齢社会※の到来のなか、健やかに心豊かな生活を送るためには、疾病の予防や早期発見がますます重要になっています。
- 本市では、市民の健康相談、健康診査、人間ドック、各種検診、保健指導などを実施しているほか、有病者・予備群を減少させることを目標として、メタボリックシンドローム※に着目した特定健診・特定保健指導を実施しています。
- 今後は、各種検診の受診率向上や、受診者に対する事後指導の徹底が重要な課題となっています。また、関係機関との連携を図りつつ、生活習慣病※に対する認識を高め、疾病予防に取り組む必要があります。
- 子どもの心身の健全な育成のために、妊産婦や乳幼児に対する保健指導や健康診査を実施し、規則正しい生活習慣の獲得、育児不安への対応などを視野に入れた対策が重要な課題です。また、感染症のまん延を防ぐため、感染症の特性、予防方法などについて周知を図る必要があります。また、予防接種が有効な手段であるため、接種率の向上が必要です。

図表：大腸がん検診受診率



(出典：保健事業活動実績)

施策の目標

子どもから高齢者まで、だれもがいきいきと健やかな生活を送れるよう、母子保健対策・成人保健対策・感染症などの予防対策等を通じて、疾病から市民の健康を守ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
大腸がん検診受診率	20.1%	28.0%

施策展開の方向

（１）母子保健対策の推進

妊産婦および母子の健康の保持増進のため、両親学級などの開催により出産や育児に関する保健・行政情報、母親同士の交流の場を提供するとともに、家庭訪問などによる相談指導の充実を図ります。また、思春期育児体験学習などの事業を通じて、次世代を担う青少年の母子保健への理解を深めます。

このほか乳幼児健康診査を充実させ、相談体制や健康診査後の事後指導などの強化を図り、併せて、乳幼児期の健康や基本的生活習慣についての情報提供に努め、家庭の育児支援を進めます。

（２）成人保健対策

基本健康診査、各種がん検診などの受診率向上を図り、生活習慣病※の早期発見、早期治療、症状の進行防止や機能回復まで包括した保健医療サービス体制の整備を推進します。また、医師会、地域の各種団体などの連携による健康管理体制づくりを促進します。

（３）感染症などの予防対策

感染症の発生およびまん延防止のために予防接種を実施するとともに、その接種率の向上に努めます。特に結核対策については、健康診断を実施するとともに予防普及活動を進めます。このほか、新型インフルエンザ、食中毒予防についても、感染症等予防対策協議会などの取り組みにより対策を推進します。

【3】医療の充実

現況と課題

- 生活習慣病^{*}の増加などによる疾病構造の変化、医療技術の進歩・医療情報の普及に伴い、医療ニーズは多様化、高度化しています。医療サービスの向上はこれからますます重要となり、特に少子高齢社会の進展を背景として、地域の医療体制の充実や、救急医療の充実が必要とされているほか、保健福祉関係各機関との密接な連携が求められています。
- 本市には、公立碓氷病院など病院が5カ所、診療所が38カ所、歯科診療所が24カ所（平成24年3月31日現在）開設され、地域医療を担っています。一次医療は、市内の医療機関を中心に、日常生活に密着した保健サービスの提供と、かかりつけ医による初期医療を行い、市民生活を医療と保健の両面から支えています。
- 救急医療体制^{*}については、平日夜間の初期救急医療でさえ市内の医療機関で対応できる状況ではありません。休日については、碓氷安中医師会の協力の下で当番制が確立されていますが、二次救急医療は十分な受け入れ体制を確保できていません。
- 今後は、地域医療を支える在宅当番医制、病院群輪番制^{*}を維持するとともに、高度な医療との連携や災害時に備え、広域医療体制を一層強化する必要があります。また、地域唯一の自治体病院である公立碓氷病院については、改修を進め、地域の中核病院として市民ニーズに応えることが求められています。



施策の目標

地域における医療体制を整備するとともに、高度医療体制や救急医療体制※の充実を図り、市民が安心して日常生活を営める環境づくりに努めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
公立碓氷病院の医師数（常勤換算）	17 人	19 人

施策展開の方向

（１）医療供給体制の整備

①地域医療体制の強化

関係団体と連携し、かかりつけ医の普及と定着を図ります。また、公立碓氷病院については、市民の医療需要に沿った医療体制を整備していきます。

このほか公立碓氷病院と診療所・病院などとの病診連携・病病連携の強化を図り、効果的な医療体制づくりを推進します。

②保健・福祉との連携強化

健診事業や介護保険事業を支援し、医療から介護・福祉に至るまで、関係機関との連携強化を図り、包括的な医療に努めます。

（２）高度医療体制の充実

①医療サービスの向上強化とマンパワーの確保

高度な医療サービスを提供するため、高度医療機器や電子カルテなどを導入します。

また、疾患の多様化と患者数の増加に対応するため、医療ニーズに即した診療科の増設や、不足している医師・看護師などの確保に努めます。

②高度・専門医療の推進

がん治療など、高度で専門的な医療が提供できる体制の充実を図ります。

（３）公立碓氷病院の施設整備

市民に質の高い医療を提供するため、地域の中核的機能を有する基幹病院として、市民が安心して利用できるよう整備を進めます。

（４）救急医療の充実

行政、消防、その他関係機関との連携を図り、搬送・情報伝達の迅速性を確保できる救急医療体制※を構築します。

基本政策 6. 福祉の充実

【1】地域福祉の充実

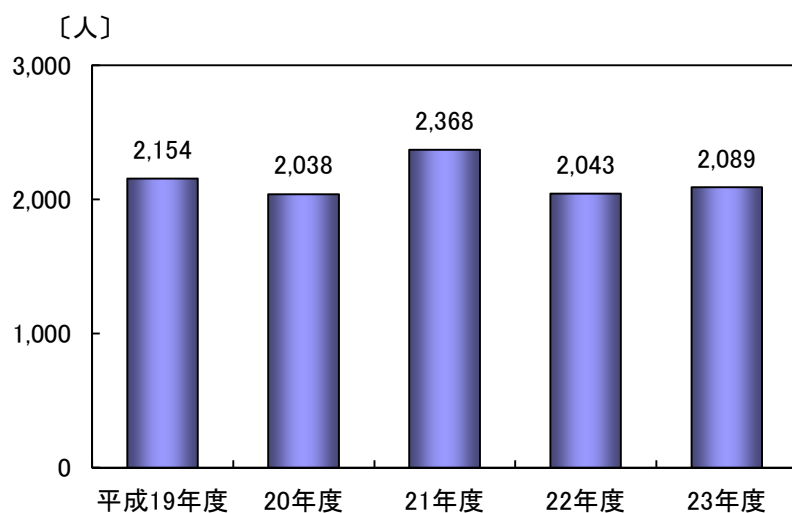
現況と課題

○かつての伝統的な家庭や地域の助け合い関係が弱まる一方で、少子高齢化などの進展によって福祉ニーズは増大しています。このため、地域におけるさまざまな福祉問題について、行政と連携しながら、地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行するなかで、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。

○現在、本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア*や NPO*団体などが中心となって福祉活動を行っています。

○今後は、さまざまな機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図りながら、自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。また、地域住民や各種地域福祉団体との連携・協力によって、子どもや障害者、高齢者などを見守る地域福祉ネットワークを構築していくことが求められます。

図表：ボランティアセンター登録者数



（出典：市社会福祉協議会調べ）

施策の目標

高齢者や障害者、子どもと大人、外国籍の人、男性と女性などそれぞれの違いを超えて、すべての市民が暮らしやすくなるよう、バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいて、総合的な地域福祉サービスの確立に努め、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ボランティア※センター登録者数	2,089 人	2,400 人

施策展開の方向

（１）地域での支え合い意識の高揚

市民がともに支え合う社会の実現を目指して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア※活動に参加していけるような機運の醸成に努めます。

（２）地域福祉体制の充実

地域福祉における市民と行政の重要なつなぎ手として、民生委員・児童委員の活動を積極的に推進するとともに、「災害時における一人も見逃さない運動」や「ひとり暮らし高齢者への声かけ運動」など、地域住民の協力のもとに、子どもや高齢者を犯罪や災害から守るための見守り体制をつくります。

（３）担い手の育成・確保

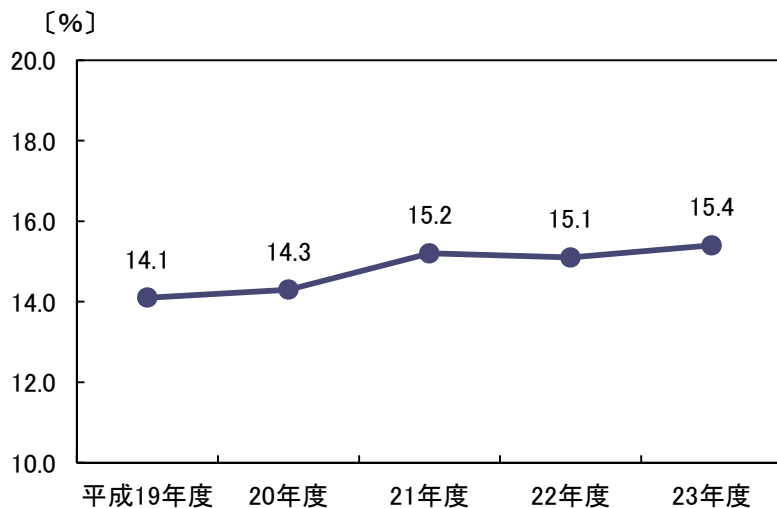
各種地域福祉団体の活動活性化を図る一方、子どもから高齢者まで、新たにボランティア※活動をはじめの人を対象とした活動マニュアルの作成やボランティア※育成講座などの開催により、担い手の育成・確保に努めます。

【2】高齢者福祉の充実

現況と課題

- わが国の65歳以上の高齢者人口は、総人口の23.3%に達し（平成23年10月1日現在）、世界のいずれの国も経験したことのない超高齢社会*を迎えています。介護ニーズが増大する一方で、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、保健福祉サービスなどを組み合わせた支援の重要性が高まっています。
- 本市の平成24年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は17,278人で、年々増加の一途をたどっています。高齢者福祉サービスによる介護や日常生活支援に加えて、多くの高齢者は介護を必要としていないことから、老人クラブやシルバー人材センター、老人福祉センターなど、高齢者が地域で活動しやすい機会や場を提供しています。
- 今後は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、高齢者が社会の一員としての役割を持って暮らせる明るい高齢社会を築いていくことが重要で、高齢者のニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、介護に係わる関係機関や関係者、そして地域における福祉団体などとの連携と協力により各種施策を推進していく必要があります。

図表：介護を必要とする高齢者の割合



（出典：介護保険月報）

施策の目標

高齢者がいつまでもいきいきと生活できるよう、活動の機会や場を充実し、地域社会への参加を促していきながら、在宅福祉サービスなどの充実を図っていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
介護を必要とする高齢者の割合	15.4%	17.0%

施策展開の方向

（１）生きがい支援の推進

①高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

各種施策・事業などの実態調査や、社会情勢などを踏まえて計画の見直しを行い、（仮称）第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

②高齢者の社会参加活動と生きがい対策の充実

高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験・技能などを積極的に活用できるような場や機会を拡充します。また、高齢者が生きがいを持って地域社会で活躍できるよう、生涯学習活動への参加促進、老人クラブや各種サークルなどの活動支援、シルバー人材の育成および活用、老人福祉センターの利用促進など、高齢者の社会参画を促進します。

③相談・指導活動の充実

地域包括支援センター※の機能強化、出前講座・広報紙などによる相談や高齢者支援に関する制度の啓発活動を充実します。

（２）在宅福祉サービスの充実

①介護保険給付の適正化

介護保険サービスの利用者の保護や質的な向上を図るため、対象者やサービスの的確な把握を行い、給付の適正化に努めます。

②高齢者の在宅生活支援・介護予防の推進

ひとり暮らし高齢者などへの支援、自立した生活を支えるサービスの推進、介護予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。また、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの地域支援事業の充実、利用方法の簡素化など在宅生活支援制度の利用促進、ひとり暮らしや高齢者世帯を地域で見守るネットワークの充実に努めます。

③地域密着型在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、要介護状態が進んでも、なるべく住み慣れた地域を離れずに介護サービスを受けながら、安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

（３）施設福祉サービスの充実

①介護相談員※派遣等

施設入所者の不満・不安の解消と介護サービスの質的な向上を図るため、介護相談員※の派遣による相談体制の充実を図ります。

②高齢者福祉施設の整備充実

増大する福祉需要に対応するため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき老人福祉施設などの整備・充実に努めます。

③地域密着型施設福祉サービスの充実

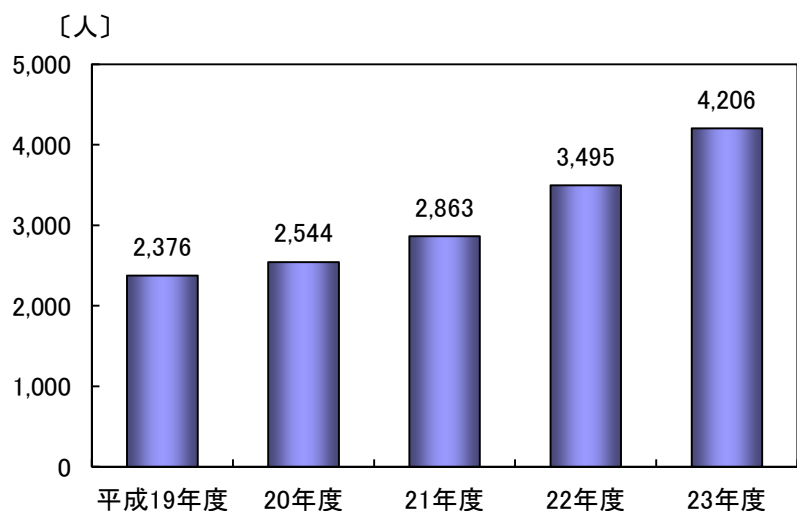
介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスが受けられる小規模な施設整備について、生活圏域ごとの調整を図りながら進めていきます。

【3】障害者（児）福祉の充実

現況と課題

- 平成25年4月より、これまでの障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されることになりました。身体、知的、精神障害という障害種別を問わず、サービスの仕組みの違いを一元化するなど、大きな方向性は変わりませんが、制度の谷間に置かれていた特定疾患患者を障害者の範囲に含め、また、重度訪問介護の対象者の拡大など、新たな施策を盛り込んでいます。国では引き続き検討を進めています。
- 本市の平成24年4月1日現在における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が2,419人、療育手帳（知的障害）が380人、精神障害者保健福祉手帳が243人となっています。今後は、重度の障害者の増加、障害者の高齢化もみられるなか、すべての障害者（児）が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化など、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるような、ノーマライゼーション※社会を実現していく必要があります。
- 障害者が地域で安定した暮らしを確保するためには、行政、民生委員・児童委員、ボランティア※団体、関係機関などが連携して、健康対策、自立と主体的な社会参加、生活環境の整備を推進する必要があります。このほか、福祉施設などでの作業から一般就労への移行や、施設の入所者および退院可能精神障害者の地域生活への移行に向けた取り組みが求められています。

図表：在宅サービスのべ利用者数



（出典：福祉課調べ）

施策の目標

ノーマライゼーション※の理念に基づき、市民一人一人の理解と支え合いを進めながら、障害者がその人らしく地域で暮らせる環境づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
在宅サービスのべ利用者数	4,206人	7,500人

施策展開の方向

（１）ノーマライゼーション※の浸透

障害のある人が、市民として自立した生活のできる地域づくりを実現するため、ノーマライゼーション※の理念について、広く市民の理解と共感を得ていくための活動を推進します。

（２）障害者福祉サービスの充実

①在宅サービスと家族支援の重視

重度の障害があっても自宅や地域で自立した生活を送れるよう、きめ細かい在宅サービスの充実と併せ、グループホーム※をはじめとする小規模な生活場所の確保を強く推進していきます。また、日常生活上の負担が大きい家族に対する支援を重視した施策の充実を図ります。

②利用者本意のサービス利用体制の確立

障害者自らが自分の生活に必要なサービスを選択・決定していけるよう、相談支援や権利擁護の体制の充実など、自己決定を基本にした利用者本意のサービス利用体制の整備を図ります。

③サービスの総合化

障害者が地域で自立した生活を送るために、医療・保健・福祉・雇用・教育・住宅など生活全般にわたる総合的な支援を行います。また、こうした支援策が効率的、かつ効果的に機能するよう、関係機関の連携を図るとともに、相談から情報提供、サービス提供まで一貫して対応できる体制の整備を図ります。

（３）社会参加・就労支援の充実

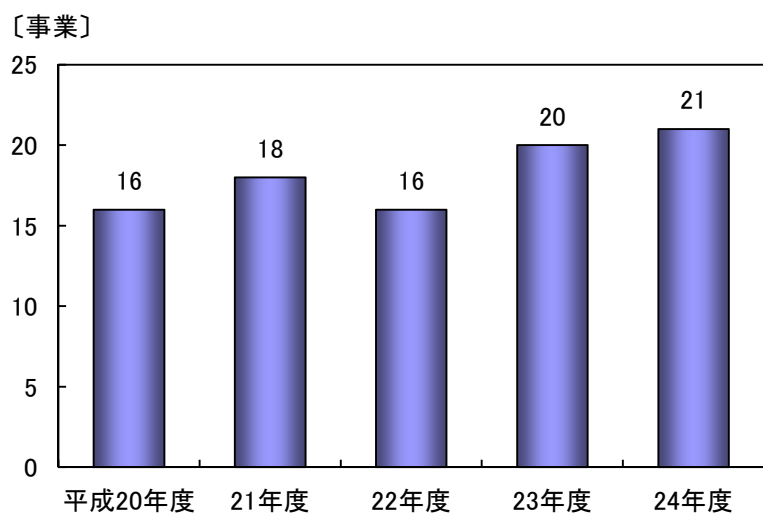
地域との関わりを持てるような余暇活動の場の確保など、社会参加の機会の充実に努めます。また、就業訓練を行う社会福祉施設の充実およびハローワークとの連携、企業への働きかけなどによって、障害者の就労を支援します。

【4】児童福祉・母（父）子福祉の充実

現況と課題

- 核家族化や共働き世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、子育て環境が変化するなかで、保育ニーズはますます多様化しています。また、子どもへの虐待が社会問題となっており、対策が求められています。
- 本市には、市立保育園3園、私立保育園13園が運営されています。現状では、待機児童はいませんが、保護者の保育ニーズに応じて、延長保育・一時保育・休日保育・障害児保育・病後児保育などの特別保育事業を継続、充実していくことが重要です。また、市立保育園については、築後30年以上が経過しており、早急な建て替えが必要になってきています。学童保育は、市内に16カ所あり約400名以上の児童が利用していますが、未設置地区の解消が課題となっています。
- 幼保一体化※について、本市においては、いそべこども園が県知事の認定を得て、平成23年度より認定こども園となっています。
- 今後は、家庭や子育てと仕事の両立に向けた支援をはじめとして、多様な保育サービスの提供、経済的支援など、子育て全体に対する支援の充実が求められます。さらには、子どもの遊び場として、児童館など児童厚生施設の設置が要望されていることから、整備を検討する必要があります。また、児童虐待の防止に向けて、関係機関との連携を図りながら、早期の対応を進めていく必要があります。

図表：特別保育実施数（延長保育・一時保育・休日保育・病後児保育・子育て支援センター）



（出典：子ども課調べ）

施策の目標

保育サービスの充実や、子育て家庭の支援を通じ、“子育てするなら安中市”という地域の中で安心して子育てできる環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
特別保育実施数	21 事業	26 事業

施策展開の方向

（１）保育サービスの充実

①保育園などの充実

保育ニーズの多様化に対応するため、今後の需要を検討しながら、延長保育や休日保育、一時保育、病後児保育など、公立、私立保育園での保育の充実に努めます。また、安全な保育環境づくりに努め、老朽化が進む市立保育園については、早急な建て替えを進めます。

なお、幼保一体化※については、今後、国等の動向を踏まえながら検討していきます。

②学童保育の充実

未設置地区の解消を目標として、国の動向を踏まえ開設時間などの変更を検討します。

（２）子育て家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

教育訓練給付事業、高等技能訓練促進費事業などの支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立などを援助していきます。

②児童館などの整備

児童館と子育て支援センター※、学童クラブなどとの事業の兼ね合いを考慮し、利用状況を把握しながら整備充実に努めていきます。また、児童の健全育成を図るため、子育て支援センター※などを充実させ、親の育児力向上を図ります。

（３）子どもへの虐待防止対策の強化

子どもを虐待から守るため、家庭や学校、地域など社会全体の理解と関心を深め、虐待が疑われる場合は、早急に児童相談所に連絡、相談するなど、早期発見と早期対応に取り組みます。

家庭児童相談室については、市民がいつでも安心して相談できるよう、環境の整備や職員体制の充実に努めるとともに、市民への周知を行い、相談室の活用を促進します。

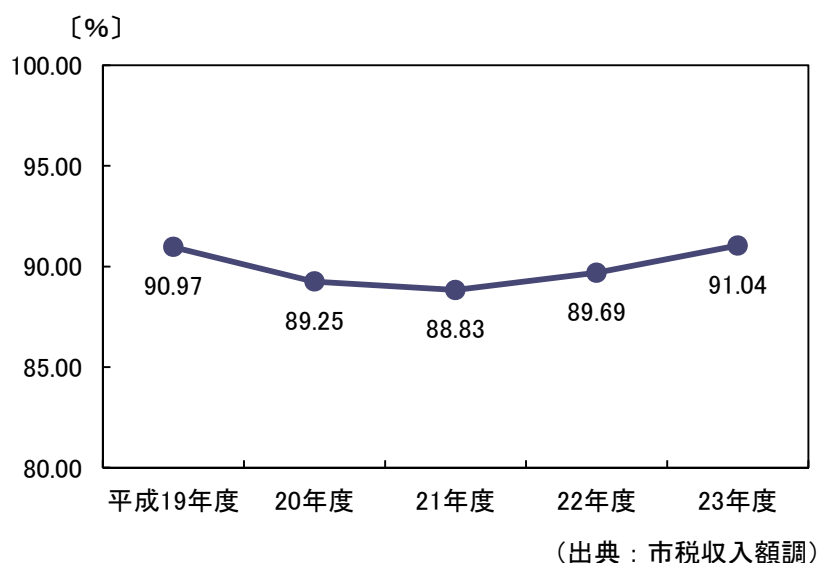
また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所とも連携を取りながら対応を進めていきます。

【5】社会保障の充実

現況と課題

- わが国の社会経済情勢が大きく変化するなかで、安定した暮らしを守るために、社会保障の充実と安定化が重要となっています。国では、社会保障と税の一体改革を進めており、こうした国の動向を見据えながら、適切な運営に取り組む必要があります。
- 高齢化に伴う医療費や介護給付費の増大、国民年金の未加入者や保険料未納者の増加、所得格差や景気低迷による生活保護世帯の増加などが社会問題となっており、社会保障制度※を持続することが困難となっています。また、本市における平成24年の生活保護の状況は、226世帯280人が保護を受け、保護率は、人口1,000人当たり4.6人と群馬県平均の6.7人を下回っています。
- 今後は、医療費や介護給付費の伸びを抑えるための健康の維持増進、介護予防対策の推進に加えて、若年層への国民年金制度の周知や、生活保護制度による生活困窮者の自立支援など、セーフティネットとしての社会保障制度※の充実と適正な運営が必要です。

図表：国民健康保険税収納率



施策の目標

市民が安心して生活できるよう、国民健康保険制度・国民年金制度・介護保険制度※などの周知に努めながら、制度の適正な運用に努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
国民健康保険税収納率	91.04%	92.50%

施策展開の方向

（１）国民健康保険の健全な運営

国民健康保険制度の意義について周知・啓発に努め、国保税の納付を促します。また、生活習慣病※の予防を図り、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ります。

（２）国民年金制度の推進

国民年金制度への正しい理解と不安解消を図るため、広報活動により制度の周知・啓発を図り、国民年金への加入および保険料の納入を促し、年金受給権の確保に努めます。

（３）介護保険制度※の適正な運営

介護保険制度※を将来にわたり安定的に継続できるよう、認定や給付の適正化、重点化を進め、介護保険財政の安定化を図ります。また、保険料の収納対策については、滞納者数の縮減に向けて努力します。

さらに、既存の施設整備状況を踏まえて、適切な介護保険施設の整備促進を図ります。

（４）低所得者への支援

低所得者の経済的な自立を図り、要保護者の適正な保護を実施するために、扶養義務者や関係先調査の徹底に努めながら、民生委員・児童委員や関係機関と協調し、相談・助言体制の充実に努めます。

また、被保護者の自立のため、ハローワークとの連携を強化し、就労指導などの支援を行うほか、医療機関や介護機関との連携を図り、適切な助言・指導を行います。

【6】人権擁護

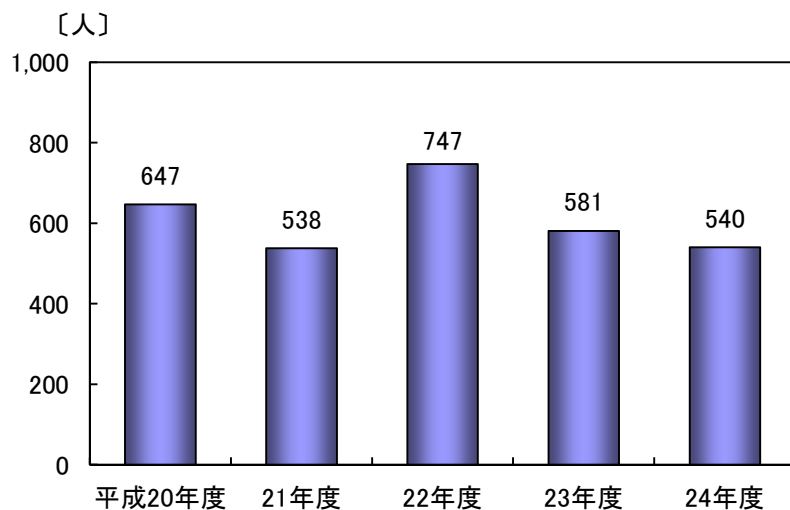
現況と課題

○21世紀は「人権の世紀」とあるといわれ、既に10年以上が経ちました。しかし、いまだ、子どもへの虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス※、高齢者や障害者（児）の権利擁護など、人権に関する新たな問題・課題が数多くあります。人権問題は差別や偏見に関する理解や認識の不足に由来することが大きく、あらゆる機会を通じて、人権意識の向上を図ることが必要です。

○本市には、市民の福祉および人権の向上を図るため、地域住民に対して生活上のさまざまな相談対応や各種事業を実施することを目的に、隣保館（ゆうあい館・光陽館）が設置されています。地域のコミュニティセンターとして交流の場となっているほか、同和問題の相談や差別意識を解消するための重要な役割を担っています。

○隣保館の利用者は年々増加していますが、今後は、若い世代や男性など新たな参加者が見込めるよう、ニーズに合わせた取り組みが必要となります。また、人権啓発のための取り組みも充実していく必要があります。

図表：人権教育・啓発講演会への参加人数



（出典：福祉課、生涯学習課調べ）

施策の目標

市民だれもが、自己の実現に向けて、その人らしく努力していける環境づくりに向け、人権意識の啓発・高揚などを通じ、人権思想の普及に努めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
人権教育・啓発講演会への参加人数	540 人	670 人

施策展開の方向

（１）人権意識の啓発、高揚

差別や偏見、いじめ、虐待などさまざまな人権問題に対する理解を深められるよう、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる場面での人権教育・啓発に努めます。また、人権尊重の思想を広く普及させていくため、関係機関、団体、人権擁護委員との連携を強めていきます。

（２）同和対策の推進

人権啓発のための事業を充実しながら、コミュニティセンターとして活用するなど、時代に合わせた隣保館の利用を推進します。また、住宅新築資金等貸付事業では、関係者の理解を得ながら償還に重点を置き、未納解消に努めます。